



鳥取県公報

平成 23 年 6 月 3 日 (金)
第 8 2 9 9 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による介護機関の変更の届出 (334) (福祉保健課) 2 生活保護法による介護予防事業の廃止の届出 (335) (〃) 2 障害者自立支援法による指定障害者支援施設の指定 (336) (障がい福祉課) 2 障害者自立支援法による指定障害者支援施設の指定の辞退 (337) (〃) 3 特定計量器の定期検査の実施 (338) (くらしの安心推進課) 3 土地改良区の解散 (339) (農地・水保全課) 4 建設業法による建設業者に対する営業停止命令 (340) (県土総務課) 4 会計管理者の権限に属する事務の一部の委任 (341) (会計指導課) 4 指定居宅サービス事業者の廃止 (342) (東部総合事務所福祉保健局) 5 指定介護予防サービス事業者の廃止 (343) (〃) 5 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定 (344) (〃) 5 土地改良区の役員の就退任 (345) (東部総合事務所農林局) 6 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定 (346) (西部総合事務所福祉保健局) 6
◇ 警察本部 告示	口頭による開示請求を行うことができる個人情報の一部改正 (1) (警察県民課) 7
◇ 公 告	調理師試験の実施 (くらしの安心推進課) 7 鳥取県砂利採取条例の規定に基づく認可状況の公表 (東部総合事務所県土整備局) 9 警備員指導教育責任者講習の実施 (警察本部生活安全企画課) 9 猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活環境課) 12
◇ 調達公告	落札者の決定 (水産試験場) 13

告 示

鳥取県告示第334号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から事業所の名称又は所在地を変更した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成23年6月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	変更年月日
医療法人誠医会	東伯郡北栄町瀬戸53-2	グループホームこころの里	東伯郡北栄町瀬戸45-2	平成23年4月1日

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	変更年月日
医療法人誠医会	東伯郡北栄町瀬戸53-2	グループホームこころの里	東伯郡北栄町瀬戸45-2	平成23年4月1日

3 地域包括支援センター

名称	主たる事務所の所在地	介護予防支援事業所の名称	介護予防支援事業所の所在地	変更年月日
北栄町	東伯郡北栄町由良宿423-1	北栄町地域包括支援センター	東伯郡北栄町由良宿423-1	平成23年3月22日

鳥取県告示第335号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から介護予防事業を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成23年6月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	廃止年月日
医療法人誠医会	東伯郡北栄町瀬戸53-2	グループホーム西園	東伯郡北栄町西園1142	平成23年4月1日

鳥取県告示第336号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害者支援施設を指定したので、

同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成23年6月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害者支援施設の名称	指定に係る障害者支援施設の所在地	施設障害福祉サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人 十仁会	倉吉市大宮451 - 1	ヴェルヴェチア	倉吉市大宮451- 1	生活介護、施設 入所支援	平成23年6月 1日

鳥取県告示第337号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第47条の規定に基づき、指定障害者支援施設の指定の辞退があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成23年6月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

設置者の名称及び所在地	指定の辞退に係る施設の名称及び設置の場所	辞退年月日	施設障害福祉サービスの種類
社会福祉法人十仁会 倉吉市大宮451- 1	ヴェルヴェチア 倉吉市大宮451- 1	平成23年5月31日	身体障害者療護施設支援

鳥取県告示第338号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定に該当する特定計量器以外の特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成23年6月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

実施区域	実施期日	実施時間	実施場所
北栄町	平成23年7月5日（火）	午後1時から 午後3時まで	東伯郡北栄町由良宿423- 1 大栄農村環境改善センター
〃	平成23年7月7日（木）	〃	東伯郡北栄町田井7- 1 北条農村環境改善センター
琴浦町	平成23年7月11日（月）	〃	東伯郡琴浦町大字徳万591- 2 琴浦町役場本庁舎
〃	平成23年7月15日（金）	〃	東伯郡琴浦町大字赤碕1140- 1 琴浦町役場分庁舎
北栄町	平成23年7月20日（水）	〃	東伯郡北栄町由良宿423- 1 大栄農村環境改善センター
琴浦町	平成23年7月25日（月）	〃	東伯郡琴浦町大字徳万591- 2 琴浦町役場本庁舎

鳥取県告示第339号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第67条第1項第2号に掲げる事由により、新六土地改良区が解散したので、同条第3項の規定により告示する。

平成23年6月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第340号

建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項の規定に基づき、建設業者に対して営業停止命令を行ったので、同法第29条の5第1項の規定により次のとおり告示する。

平成23年6月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 処分をした年月日

平成23年5月31日

2 被処分者の商号、代表者の氏名及び主たる営業所の所在地並びに建設業の許可番号

株式会社伊藤建設 代表取締役 伊藤 典章

東伯郡琴浦町大字逢東873

鳥取県知事(般-18)第556号及び鳥取県知事(特-18)第556号

3 処分の内容

平成23年6月3日から同月5日までの3日間の営業の停止。当該営業の範囲は、鳥取県内において行う建設工事に係る営業(発注者から直接建設工事を請け負う営業及び発注者から直接建設工事を請け負う建設業を営む者が請け負った建設工事の全部又は一部を請け負う営業をいう。)のうち公共工事(国、地方公共団体、法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第5号に規定する公共法人(地方公共団体を除く。)又は建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。以下同じ。)に係るもの又は公共工事以外の工事のうち国若しくは地方公共団体の補助金等(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体が交付する給付金でこれらに類するものをいう。)の交付を受けて行うものに係るものとする。

4 処分の原因となった事実

同社は、尾張地区災害関連緊急治山工事の施工について、作業方法から生じる危険を防止するため必要な措置を講じなかったことにより、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第21条第1項違反として罰金50万円の略式命令を受け、平成23年1月13日にその刑が確定した。このことが、建設業法第28条第1項第3号に該当する。

鳥取県告示第341号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示する。

平成23年6月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委任させた事務

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）第2条第1項第249号の規定に基づき徴収する漁業許可手数料の収納事務

2 委任を受けた出納員

鳥取県農林水産部水産振興局水産課

副主幹 西尾 直子

3 委任期間

平成23年6月1日から平成24年3月31日まで

鳥取県告示第342号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成23年6月3日

鳥取県東部総合事務所長 岡 村 俊 作

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	廃止の届出を受理した年月日	サービスの種類
医療法人社団三樹会	医療法人社団三樹会三宅医院	鳥取市大杵390-24	平成23年5月16日	居宅療養管理指導

鳥取県告示第343号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成23年6月3日

鳥取県東部総合事務所長 岡 村 俊 作

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	廃止の届出を受理した年月日	サービスの種類
医療法人社団三樹会	医療法人社団三樹会三宅医院	鳥取市大杵390-24	平成23年5月16日	介護予防居宅療養管理指導

鳥取県告示第344号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成23年6月3日

鳥取県東部総合事務所長 岡 村 俊 作

名 称	主たる事務所 の所在地	指定に係る障害福祉サ ービス事業を行う事業 所の名称	指定に係る障害福祉サ ービス事業を行う事業 所の所在地	障害福祉サー ビスの種類	指定年月日
株式会社HRD i D E A L	鳥取市津ノ井 300-1	株式会社HRD i D E A L	鳥取市津ノ井300-1	就労継続支援 A型	平成23年6月 2日

鳥取県告示第345号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり秋里江津土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成23年6月3日

鳥取県東部総合事務所長 岡 村 俊 作

退任した役員の氏名及び住所

理 事 中 村 幸 治 鳥取市江津654
 " 村 上 力 鳥取市江津601
 " 松 下 清 寿 鳥取市江津628
 " 岡 本 幸 男 鳥取市江津681
 " 青 木 充 宏 鳥取市江津668
 監 事 魚 崎 勇 鳥取市江津610
 " 高 田 忠 治 鳥取市江津635

平成23年4月12日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事 中 村 幸 治 鳥取市江津654
 " 松 下 清 寿 鳥取市江津628
 " 青 木 充 宏 鳥取市江津668
 " 村 上 力 鳥取市江津601
 " 新 田 一 郎 鳥取市江津679
 監 事 魚 崎 勇 鳥取市江津610
 " 高 田 忠 治 鳥取市江津635

平成23年4月13日 任期2年

鳥取県告示第346号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成23年6月3日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

名 称	主たる事務 所の所在地	指定に係る障害福 祉サービス事業を 行う事業所の名称	指定に係る障害福祉 サービス事業を行う 事業所の所在地	障害福祉サー ビスの種類	指定年月日
-----	----------------	----------------------------------	-----------------------------------	-----------------	-------

特定非営利活動法人地域活動支援センターおおぞら	米子市中島二丁目 1 - 33	ぽかぽかサポート	米子市中島二丁目 1 - 33	居宅介護、行動援護	平成 23 年 6 月 1 日
-------------------------	-----------------	----------	-----------------	-----------	-----------------

警 察 本 部 告 示

鳥取県警察本部告示第 1 号

平成18年鳥取県警察本部告示第 1 号（口頭による開示請求を行うことができる個人情報について）の一部を次のように改正する。

平成23年 6 月 3 日

鳥取県警察本部長 石 田 勝 彦

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後				改 正 前			
口頭による開示請求を行うことができる個人情報取扱事務の名称	開示する個人情報の内容	開示請求を行うことができる期間	開示請求を行うことができる場所	口頭による開示請求を行うことができる個人情報取扱事務の名称	開示する個人情報の内容	開示請求を行うことができる期間	開示請求を行うことができる場所
略				略			
猟銃等講習会講習処理事務	猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の初心者講習修了考査における得点	合格発表の日から 1 月間	警察本部生活環境課（当日のみ考査会場）	猟銃等講習会講習処理事務	猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の初心者講習修了考査における得点	合格発表の日から 1 月間	警察本部生活環境課（当日のみ考査会場）
猟銃技能講習処理事務	猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習修了考査における得点	合格発表の日から 1 月間	警察本部生活環境課				
略				略			

公 告

調理師法（昭和33年法律第147号）第 3 条の 2 第 1 項の規定による調理師試験を次のとおり実施する。

平成23年6月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 受験資格

学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者（調理師法附則第3項に規定する者を含む。）で、調理師法施行規則（昭和33年厚生省令第46号）第4条に規定する施設又は営業において2年以上調理の業務に従事したもの

2 試験の日時

平成23年9月15日（木）午後1時30分から午後3時30分まで

3 試験の場所

次の試験会場のうち、受験者の希望する場所

鳥取会場	とりぎん文化会館第1会議室（鳥取市尚徳町101-5）
倉吉会場	倉吉未来中心セミナールーム3（倉吉市駄経寺町212-5）
米子会場	鳥取県西部総合事務所講堂（米子市糺町一丁目160）

4 試験科目及び実施方法

次の科目について、それぞれ四肢択一式により出題する。

- (1) 食文化概論 (2) 衛生法規 (3) 公衆衛生学 (4) 栄養学 (5) 食品学 (6) 食品衛生学
(7) 調理理論

5 受験手続

(1) 書類の提出先

鳥取県東部総合事務所、鳥取県中部総合事務所又は鳥取県西部総合事務所の生活環境局（以下「生活環境局」という。）とする。

(2) 提出書類

ア 受験願書

イ 中学校（これに準ずる学校を含む。）以上の学校の卒業証明書（これに準ずる書類を含む。）又は卒業証書の写し

ウ 中学校以上の学校を卒業した者以外の者にあつては、調理師法施行規則附則第3項第7号の規定により、厚生労働大臣が旧国民学校令（昭和16年勅令第148号）による国民学校の高等科を修了した者又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校の2年の課程を終わった者と同等の学力を有することを証した認定書

エ 調理師法施行規則第4条に規定する施設又は営業において2年以上調理の業務に従事したことを証する書類（所定の様式によること。）

オ 写真（出願前6月以内に無帽で正面から上半身を撮影した縦4センチメートル、横3センチメートルの写真で、裏面に氏名及び生年月日を記載したもの）

(3) 受験に関する書類の提出期間

平成23年6月27日（月）から同年7月8日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）

なお、郵送の場合は、平成23年7月8日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。

6 受験手数料及びその納入方法

(1) 受験手数料 6,100円

(2) 納入方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙貼り付け欄に貼り付けて納入すること。この場合、消印しないこと。

7 合格者の発表

合格者の受験番号を平成23年9月30日（金）に生活環境局において掲示するとともに、くらしの安心推進課のホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/kurashi>）に掲載する。

なお、合格者には、平成23年9月30日付けで通知する。

8 その他

(1) 提出した書類が虚偽の内容を記載し、又は証明資格のない者が証明したものであることが判明したときは、合格を取り消すことがある。

(2) 受験の詳細についての問合せ先は、次のとおり。

くらしの安心推進課	鳥取市東町一丁目220	(0857-26-7284)
東部総合事務所生活環境局	鳥取市立川町六丁目176	(0857-20-3677)
中部総合事務所生活環境局	倉吉市東巖城町2	(0858-23-3117)
西部総合事務所生活環境局	米子市糺町一丁目160	(0859-31-9321)

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県砂利採取条例（平成15年鳥取県条例第73号）第11条の規定により次のとおり公表する。

平成23年6月3日

鳥取県東部総合事務所長 岡 村 俊 作

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	認可の内容			認可年月日
		砂利採取場の所在地及び面積	採取をする砂利の種類及び数量	採取の期間	
有限会社サンパイ 代表取締役 岡村 行雄	鳥取市湖山町西一丁目692	鳥取市賀露町南三丁目3056（952平方メートル）	砂（1,293立方メートル）	平成23年5月23日から平成24年5月22日まで	平成23年5月23日

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

平成23年6月3日

鳥取県公安委員会委員長 渡 辺 光 子

1 講習に係る警備業務の区分等

(1) 講習に係る警備業務の区分

- ア 法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「1号警備業務」という。）
- イ 法第2条第1項第2号に規定する警備業務（以下「2号警備業務」という。）
- ウ 法第2条第1項第3号に規定する警備業務（以下「3号警備業務」という。）
- エ 法第2条第1項第4号に規定する警備業務（以下「4号警備業務」という。）

(2) 講習の区分

- ア 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「資格者証等」という。）の交付を受けてい

ない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）

イ 講習規則第6条に規定する講習（以下「追加取得講習」という。）

2 実施日時

警備業務の区分	講習の区分	実施期日	実施時間
1号警備業務	新規取得講習	平成23年9月20日（火）	午前11時から午後5時10分まで
		平成23年9月21日（水）から 同月28日（水）まで（日曜日、 土曜日及び国民の祝日に関する 法律(昭和23年法律第178 号)に規定する休日(以下「祝 日法による休日」という。)を 除く。)	午前8時30分から午後5時10分まで
		平成23年9月29日（木）	午前8時30分から午後1時まで
	追加取得講習	平成23年9月20日（火）	午前11時から午後5時10分まで
		平成23年9月21日（水）及び 同月28日（水）	午前8時30分から午後5時10分まで
		平成23年9月29日（木）	午前8時30分から午後1時まで
2号警備業務及び 3号警備業務	新規取得講習	平成23年9月21日（水）	午後0時50分から午後5時10分まで
		平成23年9月22日（木）から 同月28日（水）まで（日曜日、 土曜日及び祝日法による休日 を除く。)	午前8時30分から午後5時10分まで
		平成23年9月29日（木）	午前8時30分から午後1時まで
	追加取得講習	平成23年9月21日（水）	午後0時50分から午後5時10分まで
		平成23年9月28日（水）	午前8時30分から午後5時10分まで
		平成23年9月29日（木）	午前8時30分から午後1時まで
4号警備業務	新規取得講習	平成23年9月20日（火）	午前11時から午後5時10分まで
		平成23年9月21日（水）	午前8時30分から午前11時30分まで
		平成23年9月22日（木）から 同月27日（火）まで（日曜日、 土曜日及び祝日法による休日 を除く。)	午前8時30分から午後5時10分まで
		平成23年9月29日（木）	午前8時30分から午後1時まで
	追加取得講習	平成23年9月20日（火）	午前11時から午後5時10分まで
		平成23年9月21日（水）	午前8時30分から午前11時30分まで
平成23年9月29日（木）		午前8時30分から午後1時まで	

3 実施場所

鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部庁舎

4 受講定員

- (1) 新規取得講習 各警備業務とも10名程度
- (2) 追加取得講習 各警備業務とも5名程度

5 講習事項

- (1) 新規取得講習
 - ア 警備業務実施の基本原則に関すること。
 - イ 法その他警備業務の実施の適正を確保するため必要な法令に関すること。

- ウ 警備業務に係る基本的な知識及び技能に関すること。
 - エ 警備業務の区分に応じた専門的な知識及び技能に関すること。
 - オ その他警備員指導教育責任者として必要な指導及び教育に関すること。
- (2) 追加取得講習 警備業務の区分に応じた専門的な知識及び技能に関すること。

6 受講対象者

受講対象者は、次に掲げる講習の区分に応じ、それぞれに定める者とする。

(1) 新規取得講習 次のいずれかに該当する者とする。

- ア 受講しようとする警備業務（以下「当該警備業務」という。）の区分に係る警備業務に従事した期間が、最近5年間に通算して3年以上である者
- イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの
- エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者
- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習 当該警備業務以外の警備業務の区分に係る資格者証等の交付を受けている者であって、(1)のアからオまでのいずれかに該当するもの

7 受講申込書の受付期間

平成23年7月11日（月）から同月15日（金）までの午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、定員になり次第締め切る。

8 受講申込書の提出先

鳥取県内の各警察署（持参以外の方法による受講申込書の提出は、認めない。）

9 受講申込書の提出部数等

受講申込書は1通とし、写真（受講申込前6月以内に撮影した無帽、正面、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの大きさのもの）をその所定欄に貼り付け、6の受講対象者に該当することを疎明する次に掲げる書類各1通を添付すること。

- (1) 6の(1)のアに該当する者にあつては、当該警備業務に従事したことを証明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書
- (2) 6の(1)のイに該当する者にあつては、1級検定に係る合格証明書の写し
- (3) 6の(1)のウに該当する者にあつては、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書
- (4) 6の(1)のエに該当する者にあつては、旧1級検定に係る合格証の写し
- (5) 6の(1)のオに該当する者にあつては、旧2級検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書
- (6) 6の(2)に該当する者にあつては、現に交付を受けている資格者証等の写し及び(1)から(5)までのいずれかの書面

10 受講手数料及び納付方法

受講手数料は、次の表の左欄及び中欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

警備業務の区分	講習の区分	受講手数料
1号警備業務	新規取得講習	47,000円

	追加取得講習	23,000円
2号警備業務及び	新規取得講習	38,000円
3号警備業務	追加取得講習	14,000円
4号警備業務	新規取得講習	34,000円
	追加取得講習	10,000円

11 その他

- (1) 講習終了後に修了考査を行う。
- (2) 受講者は、印鑑及び筆記用具を持参すること。
- (3) この講習についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110）にすること。

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成23年6月3日

鳥取県公安委員会委員長 渡 辺 光 子

1 講習の種別及び受講対象者

(1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可（以下「許可」という。）を受けようとするもの（(2)のイに掲げる者を除く。）を対象とする。

(2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、次に掲げるものを対象とする。

- ア 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
- イ 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

種別	区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
初心者講習		平成23年7月7日 午前10時から午後 3時30分まで	米子市上福原1266-4 鳥取県米子警察署	八橋、米子、境港及び黒坂の各警察署の管内に居住する者
経験者講習		平成23年7月22日 午後1時30分から 午後4時30分まで	倉吉市清谷町一丁目10 鳥取県倉吉警察署	浜村、倉吉及び八橋の各警察署の管内に居住する者

3 講習時間及び講習課目

(1) 講習時間

- ア 初心者講習 4時間30分
- イ 経験者講習 3時間

(2) 講習課目

- ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 考査

初心者講習にあっては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。

5 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

6 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料

- ア 初心者講習 6,800円
- イ 経験者講習 3,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。

7 携行品

筆記用具及び印鑑

調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年6月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | | |
|---|----------------------|---------------------------------------|
| 1 | 調達物品の名称及び数量 | 潮流観測ブイ 二基
係留装置 二組
潮流観測ブイ予備品 一式 |
| 2 | 契 約 方 式 | 一般競争入札 |
| 3 | 落 札 日 | 平成23年3月31日 |
| 4 | 落札者の名称及び所在地 | 株式会社ゼニライトブイ中四国支社
岡山県倉敷市玉島乙島8234-16 |
| 5 | 落 札 金 額 | 35,700,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 | 入 札 公 告 日 | 平成23年2月8日 |
| 7 | 落 札 方 式 | 最低価格落札方式 |
| 8 | 契約事務担当部局の名称
及び所在地 | 鳥取県農林水産部水産試験場
境港市竹内団地107 |